琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43441

米側との接衝

極秘

部ノ内
号

沖縄の自治権拡大について

昭37.9.16
亜　北

9月17日、米大使館グッドイヤー参事官及びサタリン一等書記官は二週間の予定をもつて沖縄を訪問し、米民政府と当面の問題を協議する趣であるが、その訪問の目的の一つとして、沖縄に対する日本の援助問題とともに自治権拡大の問題についても、意見の交換が行われることが予想される。

米側は、目下自治権の拡大について、次の2点を当面の問題の内容にしているように推測される。

1. 自治権の拡大は、沖縄政府のイニシャティブにより民政官に対してなされた要望にもとづいて考慮されること。

2. 琉球政府の行政能力が充分でないため、自治権の委譲について多分の疑念を抱いている。

従つて、このような状況において日本側より、自治権の拡大について米側にプレッシャーをかけることは、現段階では不得策であろうと考えられる。

秘 まで

アメリカ局長 アジア局長

事務次官 スミ

外務審議官 9. 1962

首田大使

官房長 OCT. 16. 1962

官房総務参事官

参事官

ト部参事官

総務参事官

北米課長

北東アジア課長

(い)につき問題なきやと大臣に報告のこと(対処理府)

沖縄援助に関する米側構想についての情報

昭37. 10. 12

亜北 (瀬)

10月11日在京米大使館サタリン書記官は、アジア局番参事官を来訪して、沖縄援助に関する日米折衝の主題となるべき協議事項の米側の構想について、要旨次のとおり語った。

記

(イ) 沖縄援助に関し、日米両国政府がそれぞれ分担して行うべき援助供与についての取極案を近く日本側に提示

GA-5 外務省

3007

する予定である。

(ロ) 同援助の技術的事項に関する諸問題について、協議(negotiate)する機関として高等弁務官府、琉球政府及び日本政府那覇南連事務所の各代表をもって構成するTripartite Councilを那覇に設置する。

(ハ) また、沖縄の諸問題に関し政策的検討を行うための機関としてラインシャワー大使及び大平外務大臣をもって構成するConsultative Committeeを東京に設置する。

上記案については、沖縄立法院選挙前の10月中にライシャワー大使より大平大臣にその草案が提示されることとなるであろうと述べた。

GA-6 外務省

沖縄問題の基本的政策の確定
について

38. 2. 12
亜　　北

「沖縄問題」は、政治的問題及び事務的問題の2つの範疇に大別して考察することができる。

前者、すなわち政治的問題とは、(イ)施政権の返還及び(ロ)自治権の拡大に関する問題である。

後者、すなわち事務的問題とは主として、沖縄に対する経済技術援助及び懸案事項の処理に関する問題である。

1. 政治的問題

一般世上に論議されているいわゆる「沖縄問題」とは前者の政治的問題を意味している。

施政権の返還は高度の政治的折衝によらなければならないが、自治権の拡大の問題は自民党沖縄問題特別対策委員会の支援のもとに総理府特連局がとりあげることのできる格好な問題である。ために、本問題は根強い国内政治上にからみついた要求となつている。

他面、本問題は日米間の高度の政治的観点からも意見の交換が行われた。即ち、1961年6月の池田・ケネディ会談において本問題は1つの課題としてとりあげられた。これに対し、米側は昨年3月19日のケネディ大統領声明において、本問題の継続的検討を行う旨の態度を明らかにした。よつて、日本側は本件に関する発言の機会を確保するため、自治権拡大のための建設的提案をなし得る旨米側に申し入れた。

昨年9月13日「日本政府の琉球政府に対する援助に関するアメリカ合衆国政府との協議に

関してのわが方の方針に関する閣議了解」は、その末尾に「前記援助に関する日米協議と併行して沖縄住民の自治権の拡大について建設的提案を行うものとする」と述べているが、本了解は以上に述べた自治権拡大に関する対内的及び対外的関係の集約的な表明である。

しかしながら前述の閣議了解に基づいて具体的に日米間で本問題に関し協議を行わんとしても多大の困難が予想される。なんとなれば

(イ) 米側は本問題についてはマッキューン民政官が目下琉球政府と協議検討中であるので、日本政府が現在本問題について何らかの意味のプレッシャーをかけることは、逆効果を生ずる結果となるであろうとの見解を持しており、

(ロ) これに対し、総理府特連局の見解は、昨年同局が作成した「沖縄住民の自治権拡大に関する提案」中に示されているが、その内容は日本政府が琉球政府に対し相当の規模の行政的、技術的援助の供与を前提とする立法、司法、行政、経済等、きわめて広範囲にわたり琉球政府への権限の移譲を要求するものであるからである。

以上に対内的及び対米折衝上の経緯について述べたが本問題は又沖縄住民にとつても一つの政治問題である。昨年11月に行われた立法院議員の選挙において、沖縄自民党は4名減少し、社会大衆党は2名増加したが、その理由としては、自民党の選挙綱領は、自治権拡大に消極的であつたが、社会大衆党は積

極的であつたとの差違によるものと一般に信ぜられている。従つて沖縄自民党は今後、本問題をより積極的に推進しなければならない立場に追い込まれるであろうが、このような事情は日本の自民党の態度にも反影するであろうことは想像に難くない。上述のとおり、自治権拡大の問題は、沖縄問題に関する日米間の機微な案件であり、双方の見解に相当の相違があるに拘わらずこれをとり上げて日米の間で協議しなければならない条件が譲成されつつあることは、否定できない事実である。

現在のところ、主管課の見解としては、日本側が実質的な施政権返還を意図するが如き自治権の拡大を要求することは現在の状況においては現実性に乏しいと云わざるを得ない。従つて、日本側としては沖縄に対し先づもつて経済技術援助を与えることに重点を注ぐこととし、自治権拡大の問題は必要に応じて随時米側と折衝を行うことが最も時宜に適した方法であると考える。従つて、自治権拡大についての当面の問題としては合理的な要求例えば次のごとき

イ、高等弁務官の行政公務員の任命権の行政主席への委譲

ロ、出版物の許可制の廃止

ハ、立法院に立法権が移譲さるべきものと認められる布告布令

等の数点にしぼつて、米側と話合うことが適切ではなかろうかと考えている。

2. 事務的問題

日本政府の援助供与は昭和32年末日米間の

間に成立した合意に基づき3~~3~~4年より実施されてきているが、その援助予算は総理府特連局、文部省、厚生省及び運輸省気象庁等に配分されていたため、当省は援助予算配賦を受けた各主務官庁よりの個別的な要請に基づき援助に関する所要事項について対米折衝上の事務処理を行つてきたが、これに付随して対内的調整を行わざるを得ない事例が少なくなかつた。更に、援助の増加と多様化に伴い事務が複雑化してきたため、その合理的処理の必要性が痛感されていた。かかる事態の改善をはかるための一つの措置として、元来特連局は沖縄問題の処理機関として設置された経緯にもかんがみ、昭和38会計年度より上記各省に配分されていた沖縄援助予算は同局に集中されることとなつた。更に又、

以上述べた総理府の地位にかんがみ総務長官は近く設置せらるべき協議委員会の構成員として同委員会に出席することが予定されている。

以上の事実に鑑み総理府特連局は沖縄に対する経済技術援助に関し外交政策上の問題を除く諸般の事務に関しその責任において米大使館と直接協議を行うべきことを要望している。以上の国内調整機能の改善に即応して複雑多岐化した対米折衝上の事務処理を合理化し、総理府特連局の要望にそつて可能な限りの事務を同局に委譲することは時宜に適した措置と考えられる。よつて沖縄問題に関し、主管課が現在まで処理に当つていた外交政策を除く諸般の事務を同局に委譲したとしても沖縄援助に関する基本的取極め及び覚書は確立された現状よりみて、主管

課が適宜協力を与えるならば、特連局が沖縄援助を実施する上に非常な困難があるとは考えられない。

もつとも、沖縄援助に関し、総理府特連局が米大使館と直接協議を行うことの可否については、米側の承認を取付けることが必要であるが、事務の委譲が米側に困難を生ぜしめないような方法において漸進的、かつ現実的解結方法をとるべきことを説明すれば、米側を納得せしめることは非常な困難があるとは考えられない。

以上の見地より、外務省と総理府特連局との間の沖縄に対する経済援助に関する所掌事務を次のように規定することとしたい。

(イ) 外務省は協議委員会の事務及びその運営について責任を負う。

(ロ) 総理府特連局は協議委員会の決定の具体化（決定の執行、即ち日琉政府間において締結された援助に関する覚書の加除、修正及びその実施細目についての米側との協議を意味する。）について責任を負う。

（ただし、南連事務所の所掌業務が具体的に確立するまで、同所長は外務省員をもつて充てる）

3. 以上1.及び2.において沖縄問題に関する基本的問題の所在について述べた。これを要約すれば、

イ、政治的問題、特に自治権拡大の問題について基本的政策の確立が必要である。

ロ、事務的問題に関し、総理府特連局と業務協定を結び、沖縄援助に関する事務の簡素化を

図る必要がある。

の2点である。

極秘
部ノ内
号

沖縄の自治権拡大に関する件

38. 3. 18
ア・総

亜北2月15日付「沖縄問題の基本的政策の確立について」の文書中において「沖縄の自治権拡大」についての当面の問題として、日本側が米側と話合うことが適当であると認められる合理的な要請事項及びその提案理由は、次のとおりである。

1. 沖縄住民の個人的自由に対する制限撤廃ー「出版許可制の廃止」

(1) 提　案

出版の事前許可制を廃止し、これを登録制にすること。

(2) 理　由

(1) 出版の自由は、米國大統領行政命令第12条（注1）によつて保障されているが、1955年3月16日付米民政府布令第144号2部2章35節「あらかじめ、琉球政府の許可を得ずして新聞、雜誌、書籍、小冊子又は廻状を印刷する者は、有罪の判決があつた場合は、5千円以下の罰金若しくは6個月以下の懲役又はその両刑に処することができる」旨の規定により違反者に対しては刑罰が課せられることになつている。

上記布令第144号の改正を企図して公布された1959年5月13日付米民政府布令第23号の同規定では、「あらかじめ琉球政府に登録しないで新聞、雜誌、書籍、小冊子又は廻状を出版又は印刷した者は、250ドル以下の罰金若しくは1年以下の懲役に処し、又はこれを併科することができる。」と改正され、出版物については届出制をとることになつていた。然るに、同改正法は他の条項との関係において現地住民側の反対が強かつたため、その施行が延期されたため、現在においても依然として上記許可制が適用されているので、沖縄住民の強い希望を考慮して、出版の許可制を廃止し、これを登録制に改めることが望ましい。

（注）

大統領行政命令第12条

高等弁務官は、この命令（第11条

を含む）を遂行するに当つては、琉球列島内にある者に対し、言論、集会、請願、宗教及び出版の自由、法の正当な手続を経ない不当な捜索及び差押からの安全、並びに生命、自由又は財産の剝奪からの安全を含む、民主主義国の国民が享有する基本的自由を保護しなければならない。

2. 高等弁務官の行政職員任免権の行政主席への委譲

(1) 提　案

(イ) 行政副主席は、高等弁務官が、任命することになつているが、これを行政主席が立法院の同意を得て任命するように改めること。

(ロ) 行政府各局の職員は、高等弁務官の認可により、行政主席が任命することになつているが、これを行政主席が単独で任命できるように改めること。

(2) 理　由

(イ) 琉球政府副主席は、1949年6月28日付米民政府布告第13号「琉球政府の設立」第4条の規定により、選挙制とするか、又は別に定められるまで民政副長官（高等弁務官）が任命することとなつている。

また、同条の規定により、行政主席は、立法院の立法により設置する行政各局の管理運営につき責任を負い、民政副長官（高等弁務官）の認可により各局に必要

な職員を任命することとなつている。

(ロ) 琉球政府行政主席は、大統領行政命令が公布された1957年6月以前は、民政副長官が直接任命することになつていたが、行政命令公布後は高等弁務官が立法院の代表者に諮つて行政主席を任命することとなつており、1962年3月19日付改正行政命令においても、行政主席は、立法院が高等弁務官が受諾しうるような適格者を指名しこれに基づいて同弁務官が任命することとなつている現状にもかんがみ、行政主席の補助者である行政副主席を高等弁務官が単独で直接任命するということは、権衡を失するものであり、かつ、行政命令の趣旨にもそなわないものであると考えられる。

また、行政副主席の権限は、1952年2月29日付米布令第68号「琉球政府章典」第17条及び前記「琉球政府の設立」第4条に「行政副主席は、行政主席の委任する事務を行い且つ行政主席不在のとき、又は事故あるときはその期間中行政主席の職務を行う」ものであると規定している。従つて、行政副主席は同主席と政治的行政的見解を一にする腹心の者でなければならないので、その人選については、行政主席の判断に委ねるべきである。

日本本土においては、行政副主席と同じ立場にある都道府県の副知事について

は、地方自治法第162条において、知事が議会の同意を得て任命することになつているので、行政副主席についても、行政主席が立法院の同意を得て任命することとするのが妥当であると考えられる。

(ハ) 行政府各局の職員は、高等弁務官の認可を得て、行政主席が任命することとなつているが、これらの職員は、行政主席の行政について、補助する者であるから、副主席と同様行政主席自身が任命すべきであると考えられる。

日本本土においても地方自治法第172条の規定によつて、知事の補助者である職員の任命は、知事が単独で行なうことになつている。

(ニ) なお、このように公務員の任命権を行政主席に一任した場合においても、高等弁務官は行政命令第11節の規定により、適格者と認めないときはすべての公務員を罷免できることとなつているので支障ないものと考えられる。

3. 米民政府の布告、布令による事項の立法院への委譲

(1) 提　案

「琉球列島の施政に関する行政命令」(第1071号)第11条(a)項の規定により、高等弁務官により公布された布告及び布令のうち、施政権者としての米国が、米国の軍事上及び沖縄の安全上必ずしも直接に保留する必要がなく、かつ琉球列島に適

用されるものについては、琉球政府立法院にその立法権を委譲することが明らかにされている。

よつて立法院に立法権が委譲されるべきものと認められる布告、布令については、可及的速やかにその立法権が琉球政府立法院に委譲されるよう措置がとられることが望ましいと考えられる。

(2) 理　由

「琉球列島の施政に関する行政命令」第11条(a)項の「高等弁務官は、この命令に基づいて任務を遂行するために必要と認めるときは、法律、布令又は規則を公布することができる。」の規定により、琉球列島米国民政府はこれまで約300件に及ぶ布告、布令を公布してきたが、現在、その効力を有しているものは約100件である。

これらの布告、布令の中には、沖縄住民の権利義務に関するものが多く、かつ、同行政命令第7条の規定により、「立法院は対内的に適用されるすべての立法事項についてのみ立法権を行使するもの」となつており且つ昨年3月19日の大統領声明の特定措置の第5項「施政権者としての米国が、米国の軍事上及び沖縄の安全上必ずしも直接に保留する必要がない行政機能を琉球政府に委譲することについて継続的検討を行う」旨の言明にもかんがみ、対内的に適用されるべきであると認められる下記布告、布令については、立法院にその立法権を委

廃することが妥当であると考えられる。

記

○　南西諸島及びその近海居住民に告ぐ（１９４９年軍政府特別布告ヵ１３号）

○　歯科衛生法（１９５１年民政府布令ヵ３２号）参照　医師法（１９５５年立法ヵ７４号）
歯科医師法（１９５５年立法ヵ７５号）

○　病院診療所に関する法（１９５１年民政府布令ヵ３４号）

○　歯科医師助手廃止（１９５１年民政府布令ヵ４２号）

○　医師助手廃止（１９５１年民政府布令ヵ４３号）

○　琉球大学財団（１９５１年民政府布令ヵ５０号）

○　琉球教育法（１９５２年民政府布令ヵ６６号）（教育委員会事項は既に死文であると思われる）

○　看護学校並びに看護婦の免許に関する布令（１９５６年民政府布令ヵ１６２号）

○　警察局設置法（１９６１年高等弁務官布令ヵ３９号）

極秘まで

沖縄の自治権拡大に関する件

38. 3. 18
ア・総

亜北2月15日付「沖縄問題の基本的政策の確立について」の文書中において「沖縄の自治権拡大」についての当面の問題として、日本側が米側と話合うことが適当であると認められる合理的な要請事項及びその提案理由は、次のとおりである。

1. 沖縄住民の個人的自由に対する制限撤廃－「出版許可制の廃止」

(1) 提案

出版の事前許可制を廃止し、これを登録制にすること。

(2) 理由

(1) 出版の自由は、米国大統領行政命令第12条（注1）によつて保障されているが、1955年3月16日付米民政府布令第144号2部2章35節「あらかじめ、琉球政府の許可を得ずして新聞、雑誌、書籍、小冊子又は類状を印刷する者は、有罪の判決があつた場合は、5千円以下の罰金若しくは6個月以下の懲役又はその両刑に処することができる」旨の規定により違反者に対しては刑罰が課せられることになつている。

上記布令第144号の改正を企図して公布された1959年5月13日付米民政府布令第23号の同規定では、「あらかじめ琉球政府に登録しないで新聞、雑

誌、書籍、小冊子又は廻状を出版又は印刷した者は、250ドル以下の罰金若しくは1年以下の懲役に処し、又はこれを併科することができる。」と改正され、出版物については届出制をとることになつていた。然るに、同改正法は他の条項との関係において現地住民側の反対が強かつたため、その施行が延期されたため、現在においても依然として上記許可制が適用されているので、沖縄住民の強い希望を考慮して、出版の許可制を廃止し、これを登録制に改めることが望ましい。

（注）

大統領行政命令第12条

高等弁務官は、この命令（第11条

を含む）を遂行するに当つては、琉球列島内にある者に対し、言論、集会、請願、宗教及び出版の自由、法の正当な手続を経ない不当な捜索及び差押からの安全、並びに生命、自由又は財産の剥奪からの安全を含む、民主主義国の国民が享有する基本的自由を保護しなければならない。

2. 高等弁務官の行政職員任免権の行政主席への委譲

(1) 提　案

(イ) 行政副主席は、高等弁務官が、任命することになつているが、これを行政主席が立法院の同意を得て任命するように改めること。

(ロ) 行政府各局の職員は、高等弁務官の認可により、行政主席が任命することになつているが、これを行政主席が単独で任命できるように改めること。

(2) 理　由

(イ) 琉球政府副主席は、1949年6月28日付米民政府布告第13号「琉球政府の設立」第4条の規定により、選挙制とするか、又は別に定められるまで民政副長官（高等弁務官）が任命することとなつている。

また、同条の規定により、行政主席は、立法院の立法により設置する行政各局の管理運営につき責任を負い、民政副長官（高等弁務官）の認可により各局に必要

な職員を任命することとなつている。

(ロ) 琉球政府行政主席は、大統領行政命令が公布された1957年6月以前は、民政副長官が直接任命することになつていたが、行政命令公布後は高等弁務官が立法院の代表者に諮つて行政主席を任命することとなつており、1962年3月19日付改正行政命令においても、行政主席は、立法院が高等弁務官が受諾しうるような適格者を指名しこれに基づいて同弁務官が任命することとなつている現状にもかんがみ、行政主席の補助者である行政副主席を高等弁務官が単独で直接任命するということは、権衡を失するものであり、かつ、行政命令の趣旨にもそなわ

ないものであると考えられる。

また、行政副主席の権限は、1952年2月29日付米布令第68号「琉球政府章典」第17条及び前記「琉球政府の設立」第4条に「行政副主席は、行政主席の委任する事務を行い且つ行政主席不在のとき、又は事故あるときはその期間中行政主席の職務を行う」ものであると規定している。従つて、行政副主席は同主席と政治的行政的見解を一にする服心の者でなければならないので、その人選については、行政主席の判断に委ねるべきである。

日本本土においては、行政副主席と同じ立場にある都道府県の副知事については、地方自治法第162条において、知事が議会の同意を得て任命することになつているので、行政副主席についても、行政主席が立法院の同意を得て任命することとするのが妥当であると考えられる。

(ハ) 行政府各局の職員は、高等弁務官の認可を得て、行政主席が任命することとなつているが、これらの職員は、行政主席の行政について、補助する者であるから、副主席と同様行政主席自身が任命すべきであると考えられる。

日本本土においても地方自治法第172条の規定によつて、知事の補助者である職員の任命は、知事が単独で行なうことになつている。

(二) なお、このように公務員の任命権を行政主席に一任した場合においても、高等弁務官は行政命令第11節の規定により、適格者と認めないときはすべての公務員を罷免できることとなつているので支障ないものと考えられる。

3. 米民政府の布告、布令による事項の立法院への委譲

(1) 提　案

「琉球列島の施政に関する行政命令」(第1071号)第11条(a)項の規定により、高等弁務官により公布された布告及び布令のうち、施政権者としての米国が、米国の軍事上及び沖縄の安全上必ずしも直接に保留する必要がなく、かつ琉球列島に適

用されるものについては、琉球政府立法院にその立法権を委譲することが明らかにされている。

よつて立法院に立法権が委譲されるべきものと認められる布告、布令については、可及的速やかにその立法権が琉球政府立法院に委譲されるよう措置がとられることが望ましいと考えられる。

(2) 理　由

「琉球列島の施政に関する行政命令」第11条(a)項の「高等弁務官は、この命令に基づいて任務を遂行するために必要と認めるときは、法律、布令又は規則を公布することができる。」の規定により、琉球列島米国民政府はこれまで約300件に及ぶ布

告、布令を公布してきたが、現在、その効力を有しているのは約100件である。

これらの布告、布令の中には、沖縄住民の権利義務に関するものが多く、かつ、同行政命令第7条の規定により、「立法院は対内的に適用されるすべての立法事項についてのみ立法権を行使するもの」となつており且つ昨年3月19日の大統領声明の特定措置の第5項「施政権者としての米国が、米国の軍事上及び沖縄の安全上必ずしも直接に保留する必要がない行政機能を琉球政府に委譲することについて継続的検討を行う」旨の言明にもかんがみ、対内的に適用されるべきであると認められる下記布告、布令については、立法院にその立法権を委譲することが妥当であると考えられる。

記

○ 南西諸島及びその近海居住民に告ぐ（1949年軍政府特別布告第13号）

○ 歯科衛生法（1951年民政府布令第32号）参照　医師法（1955年立法第74号）
歯科医師法（1955年立法第75号）

○ 病院診療所に関する法（1951年民政府布令第34号）

○ 歯科医師助手廃止（1951年民政府布令第42号）

○ 医師助手廃止（1951年民政府布令第43号）

○ 琉球大学財団（1951年民政府布令第50号）

○　琉球教育法（1952年民政府布令第66号）（教育委員会事項は既に死文であると思われる）

○　看護学校並びに看護婦の免許に関する布令（1956年民政府布令第162号）

○　警察局設置法（1961年高等弁務官布令第39号）

極秘まで

沖縄の自治権拡大に関する件

38.3.19
ア・総

2月15日付「沖縄問題の基本的政策確定について」において、日本政府として沖縄の自治権拡大に関し、若し、米側に建設的提案を行うならば、その提示すべき項目として次の3項目を挙げておいたが、

(イ)　出版許可制の廃止

(ロ)　高等弁務官の行政職員任免権の行政主席への委譲

(ハ)　米民政府の布告、布令による事項の立法院への委譲

上記3項目の具体的内容は付属1.において詳細に述べたが、その内容は更に法律的見地より仔細に検討を行わなければならないであらう。

なお、自治権拡大に関する米側の見解は昨年10月23日現在において次のとおりである。

「キャラウエー高等弁務官は自治権拡大に関しワシントンより指示を受けている一方琉球政府からも要請を受けているので目下同弁務官の手許において検討中の趣である、しかしながら現地に駐とんする軍隊の要求を考慮せざるを得ないため微妙な立場にある。」

このような微妙な時にあたり、東京（日本政府又は在京米大使館）より自治権拡大についてプレッシャーをかけることは、キャラウエー高等弁務官の性格よりみてその促進となるよりもむしろ逆の効果を生じるであらうと述べている。

その後、2月18日米陸軍省次官が沖縄より帰途東京に立寄つたが、当日日本タイムスオー面において「日本の沖縄自治権拡大について米側は拒否しているので日米交渉は停頓している云々、、、、、。

「徳安総務長官は同日米大使と会見しその打開策を謀ずる予定である。」旨報道しているが、本新聞報道は痛く米側を刺戟した趣である。

その後米側の自治権拡大に対する態度は次に述べるように表現上の変化が認められるよう看取せられる、すなわち、「日本側から建設的提案を提示せられたときは拒絶するか、受入れるかの何れかである。拒絶したとすれば日本の国内政治上好ましからざる影響を与えるであらう。また受入れたときは、日本側のイニシアティヴによつて実現したとして、一般に伝えられるときは、これまた好ましからざる影響を及ぼすと

ととなるであらう」

以上の経緯にかんがみ、本件自治権拡大に関する建設的提案を行うか否かについては、高い政治的立場からの判断を待つこととといたしたい。